

(参考) 本申請の概要

設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給するため、3系統目の所内常設蓄電式直流電源設備として、3号炉については原子炉周辺建屋に、4号炉については原子炉補助建屋に、新たに蓄電池（3系統目）を設置する。

